



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県表彰規則の一部を改正する規則（秘書課） 1
- 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(情報産業振興課) 2

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（農政経済課） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 2
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出・2件（村づくり計画課） 3
- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課） 4
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 4
- 都市計画事業の認可（道路街路課） 4
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 5

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 5
- 二級建築士の免許の取消し・2件（建築指導課） 5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立総合教育センター） 5

公安委員会事項

- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則 6

規 則

沖縄県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第32号

沖縄県表彰規則の一部を改正する規則

沖縄県表彰規則（昭和52年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治、教育、文化、体育・スポーツ、社会福祉、産業経済等に貢献し、県民福祉の向上に功績が顕著な」を「沖縄県の発展に寄与した者、県民の福祉の増進に功績のあった者及び県民の模範となる」に改める。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 文化・学術部門
- (4) 伝統芸能・工芸部門

第2条中第7号を第16号とし、同条第6号中「産業経済部門」を「産業振興部門」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (9) 観光振興部門
- (10) 農林水産部門

- (11) 環境保全部門
- (12) 科学技術部門
- (13) 地域振興部門
- (14) 平和・人権推進部門
- (15) 社会貢献部門

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 交流推進部門
- (6) スポーツ振興部門

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第33号

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第32号）の施行期日は、平成24年6月1日とする。

告 示

沖縄県告示第308号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアービル2階
- 3 委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

沖縄県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 平成24年5月18日

沖縄県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり安和土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
----	----

長山豊守	名護市字安和81番地
長山正敏	名護市字安和112番地
長山隆	名護市字安和58番地
幸地隆作	名護市字安和52番地
長山慶永	名護市字安和71番地
比嘉徳一	名護市字安和42番地 1

沖縄県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり為又北部土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
又吉康源	名護市字為又635番地
山里良博	名護市字為又493番地 7
嘉味田朝明	名護市宮里四丁目11番16号
又吉康次	名護市字為又637番地
座間味栄徳	名護市字為又1064番地

沖縄県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり名嘉真土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
東常雄	恩納村字名嘉真62番地
仲村好榮	恩納村字名嘉真24番地
新城綱徳	恩納村字名嘉真193番地 1
奥間政孝	恩納村字名嘉真236番地
仲嶺眞和	恩納村字名嘉真38番地
仲村肇	恩納村字名嘉真68番地 1
仲田豊昭	恩納村字名嘉真110番地
漢那清春	恩納村字名嘉真258番地 1
東恒雄	恩納村字名嘉真39番地
東常正	恩納村字名嘉真61番地

仲嶺眞三

恩納村字名嘉真262番地

沖縄県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西新生地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年5月30日から同年6月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、加治道地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年5月30日から同年6月26日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第315号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 多良間村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 土保利地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全）
- 3 同意年月日 平成24年5月18日

沖縄県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 沖縄市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線

3 事業施行期間 平成24年5月29日から平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 沖縄市安慶田三丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域

2 基本測量を実施する期間 平成24年5月25日から平成25年3月29日まで

3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 中部広域都市計画特定用途制限地域（うるま市石川の一部、石川伊波の一部、石川嘉手苅の一部、石川楚南の一部、石川山城の一部及び石川東恩納の一部）

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第2号の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 免許の取消しをした年月日 平成24年5月18日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名等 山田孝夫 二級建築士 沖縄県知事登録第3434号

3 免許の取消しの理由 建築士法第7条第3号の規定に該当するに至ったとして、同法第8条の2の規定による届出があった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第2号の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成24年5月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 免許の取消しをした年月日 平成24年5月18日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名等 相綱政 二級建築士 沖縄県知事登録第5125号

3 免許の取消しの理由 建築士法第7条第3号の規定に該当するに至ったとして、同法第8条の2の規定による届出があった。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年5月29日

沖縄県立総合教育センター所長 諸見里 明

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立総合教育センター清掃及び警備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄県沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年3月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社関西総合ビル管理 沖縄県豊見城市字豊見城707番地
- 5 契約金額 33,550,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年5月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業に関する情報)

第2条 条例第2条第3号アの接待風俗営業に係る公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の内容
- (2) 客が受けることができる接待又はすることができる遊興の時間
- (3) 客に接する業務に従事する者の特徴
- (4) 料金
- (5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先

2 条例第2条第3号アの性風俗特殊営業に係る公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の内容
- (2) 客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の時間
- (3) 異性の客に接触する役務に従事する者の特徴
- (4) 料金
- (5) 利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先

(事業開始の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定による届出は、風俗案内業開始届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の届出書は、風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

3 条例第4条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人にあっては、生年月日
- (2) 法人にあっては、その役員の生年月日
- (3) 風俗案内所における業務の実施を統括管理する者（以下この条において「統括管理者」という。）の氏名及び住所

(4) 風俗案内業を開始しようとする年月日

(5) 営業時間

4 第1項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

(2) 風俗案内所の平面図及び風俗案内所の周囲の略図

(3) 風俗案内業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票（本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあっては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項の外国人登録証明書。以下この項において同じ。）の写し

イ 条例第3条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で風俗案内業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(4) 風俗案内業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5) 統括管理者の住民票の写し

（変更の届出）

第4条 条例第4条第2項の規定による届出は、風俗案内業変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定により同条第1項第1号、第2号（風俗案内所の名称に限る。）、第4号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、前項の届出書を当該変更のあった日から起算して10日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日）以内に提出しなければならない。

3 条例第4条第2項の規定により同条第1項第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、第1項の届出書を当該変更をしようとする日の10日前までに提出しなければならない。

4 前2項の届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

（廃止の届出）

第5条 条例第4条第3項の規定による届出は、風俗案内業廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書は、風俗案内業を廃止した日から起算して10日以内に提出しなければならない。

（届出書の提出）

第6条 条例及びこの規則の規定により沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届出書を提出する場合においては、当該届出書に係る風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して、1通の届出書を提出しなければならない。

2 公安委員会に対して同時に2以上の風俗案内所について条例第4条第2項（同条第1項第1号に係る変更に限る。）又は同条第3項の届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいづれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

3 前項の規定により2以上の風俗案内所のうちいづれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して同項の届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある2以上の風俗案内所について同時に第4条第1項に規定する届出書を提出する場合において、当該届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部をこれら

の届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(公安委員会規則で定める日)

第7条 条例第7条第1号の公安委員会規則で定める日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旧盆（旧暦7月14日から同月16日までの日）
- (2) 年末・年始（12月21日から翌年1月3日までの日）
- (3) 前2号に掲げる日のほか、公安委員会が別に定める日
(表示等を禁止する写真等又は文字等)

第8条 条例第7条第3号アの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの
 - (2) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
 - (3) 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす業務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらのものであると人を誤認させるようなもの
 - (4) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらのものであると人を誤認させるようなもの
 - (5) 全裸又は半裸の人の姿態（衣服等が透けた状態を含む。）を表すもの
 - (6) 人の通常衣服で隠されている下着又は身体が見える状態にある姿態を表すもの
 - (7) 人の陰部、胸部又はでん部を強調して表すもの
 - (8) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
 - (9) 水着又は条例第2条第1号若しくは第2号に掲げる営業に用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの
- 2 条例第7条第3号イの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
 - (2) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すもの
 - (3) 下着姿を表すもの
 - (4) 陰部、胸部又はでん部を表すもので、卑わいな感じを与えるもの
 - (5) 性的な行為又は卑わいな行為を表すもの
 - (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
 - (7) 条例第2条第2号に掲げる性風俗特殊営業を表すもの
 - (8) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示したものと掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの
(風俗案内所の表示)

第9条 条例第8条の規定による表示は、様式第4号により行うものとする。

(青少年の立入禁止の表示)

第10条 条例第9条の規定による表示は、様式第5号により行うものとする。

(従業者名簿の備付けの方法等)

第11条 条例第10条に規定する従業者名簿は、風俗案内業従業者名簿（様式第6号）により備え付けるものとする。

2 前項の従業者名簿は、これに記載された従業者が退職した日から起算して3年を経過する日までその者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

3 条例第10条の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本籍（日本国籍を有しない者にあっては、国籍）
- (2) 性別
- (3) 採用年月日
- (4) 退職年月日
- (5) 従事する業務の内容
(電磁的記録)

第12条 条例第10条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事

項を記録したものとする。

- 2 前項の規定に基づく電磁的記録は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で風俗案内業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できるものでなければならない。

(風俗案内を委託された場合の確認等)

第13条 条例第11条第1項に規定する確認は、次の各号のいずれかに掲げる書面を確認する方法によるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）
第2条第1項第1号又は第2号に規定する営業にあっては、法第6条の規定により掲示されている許可証又は認定証

- (2) 法第2条第6項第1号に規定する営業にあっては、法第27条第5項の規定により提示された書面

- 2 条例第11条第2項の規定による書類は、風俗案内受託台帳（様式第7号）により作成するものとする。

- 3 前項の風俗案内受託台帳は、風俗案内を受託した期間が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しておかなければならない。

- 4 条例第11条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 確認した書面及びその番号

- (2) 営業所の名称

- (3) 営業所の所在地

- (4) 法第3条第1項の規定による許可若しくは法第10条の2第1項の規定による認定を受け、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による届出を行った年月日

- (5) 確認した年月日

- (6) 風俗案内を受託した期間

(身分証明書)

第14条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第8号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※受理年月日	※受理番号
風俗案内業開始届出書	
沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）第4条第1項の規定により届出をします。	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏名又は名称	
(法人にあっては、代表者の氏名)	
(ふりがな) 称	
住 所	
個人にあっては生年月日	
年 月 日 生	
(ふりがな) 法人にあっては、その役員の氏名	
法人にあっては、その役員の住所及び生年月日	
代	元

表者		年 月 日生
	〒	年 月 日生
	〒	年 月 日生
(ふりがな) 風俗案内所の名称		
風俗案内所の所在地	〒	電話
統括管理者	(ふりがな) 氏名	
住 所	〒	電話
風俗案内業を開始しようとする年月日	年 月 日	
風俗案内の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の種別		
営業時間	午前 午後 時 分から	午前 午後 時 分まで
※接待風俗営業に関する案内禁止地域	<input type="checkbox"/> 禁止地域内 <input type="checkbox"/> 禁止地域外	
※性風俗特殊営業に関する案内禁止区域、地域	<input type="checkbox"/> 禁止区域、地域内 <input type="checkbox"/> 禁止区域、地域外	
※管轄警察署	警察署	※受理者 <input type="checkbox"/>

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号（第4条関係）

※受理年月日	※受理番号
風俗案内業変更届出書	
沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）第4条第2項の規定により届出をします。	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏名又は名称	
(法人にあっては、代表者の氏名)	
(ふりがな) 氏名又は名称	

住 所	〒 電話	
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名		
(ふりがな) 風俗案内所の名称		
風俗案内所の所在地	〒 電話	
風俗案内の業種		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	新	旧
変更の事由		
※管轄警察署	警察署	※受理者 <input checked="" type="checkbox"/>

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「変更の事由」欄には、変更の理由となった事実を具体的に記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3号（第5条関係）

※受理年月日	※受理番号
風俗案内業廃止届出書	
沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）第4条第3項の規定により届出をします。	
年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿	
届出者	
住 所	
氏名又は名称	
(法人にあっては、代表者の氏名) <input checked="" type="checkbox"/>	

(ふりがな) 氏名又は名称			
住 所	〒	電話	
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名			
(ふりがな) 風俗案内所の名称			
風俗案内所の所在地	〒	電話	
風俗案内業廃止年月日	年 月 日		
風俗案内業廃止の事由			
※管轄警察署	警察署	※受理者	印

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「風俗案内業廃止の事由」欄には、廃止の理由となった事実を具体的に記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号（第9条関係）

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例に規定する

風俗案内所

備考

- 1 次により明瞭に表示すること。
 - (1) 「沖縄県風俗案内業の規制に関する条例に規定する」は日本工業規格Z8305に規定する30ポイント以上、「風俗案内所」は日本工業規格Z8305に規定する100ポイント以上の大きさとする。

- (2) 表示の色は、地を白色、文字を黒色とする。
 (3) 字体は、ゴシック体とする。
 2 縦書きでも差し支えない。
 3 表示の大きさは、日本工業規格A4以上とする。

様式第5号（第10条関係）

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例により
18歳未満の方の立入りをお断りします。

備考

- 1 次により明瞭に表示すること。
 (1) 「沖縄県風俗案内業の規制に関する条例により」は日本工業規格Z8305に規定する30ポイント以上、「18歳未満の方の立入りをお断りします。」は日本工業規格Z8305に規定する40ポイント以上の大きさとする。
 (2) 表示の色は、地を白色、文字及び数字を黒色とする。
 (3) 字体は、ゴシック体とする。
 2 縦書きでも差し支えない。
 3 表示の大きさは、日本工業規格A4以上とする。

様式第6号（第11条関係）

風俗案内業従業者名簿

氏 名			
本籍（国籍）			
生年月日	年 月 日 生		
住所	〒 電話		
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
採用年月日	年 月 日		
従事する業務の内容			

退職年月日	年月日
-------	-----

備考

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「従事する業務の内容」欄には、従業者の具体的な業務内容を記載すること。
- 3 一時的に業務に従事させる者についても記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7号(第13条関係)

風俗案内受託台帳

営業所の名称	
営業所の所在地	〒 電話
営業を営む者の氏名又は名称	
法人にあっては、代表者の氏名	
確認した書面	
営業の種別	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) <input type="checkbox"/> 第2条第1項第1号の営業(キャバレー) <input type="checkbox"/> 第2条第1項第2号の営業(カフェー) <input type="checkbox"/> 第2条第6項第1号の営業(ソープランド)
許可等の年月日	年月日
許可等の番号	第号
確認年月日	年月日
風俗案内開始年月日	年月日
風俗案内終了年月日	年月日

備考

- 1 「確認した書面」の欄には、接待風俗営業の許可証若しくは認定証又は性風俗特殊営業の届出確認書のいずれかを記載すること。
- 2 「営業の種別」の欄には、接待風俗営業の許可証若しくは認定証又は性風俗特殊営業の届出確認書に記載された内容に基づき、該当する事項の□にレ印を記入すること。
- 3 「許可等の年月日」の欄には、接待風俗営業の許可若しくは認定又は性風俗特殊営業の届出のいずれかの年月日を記載すること。
- 4 「許可等の番号」の欄には、接待風俗営業の許可証若しくは認定証又は性風俗特殊営業の届出確認書のいずれかの番号を記載すること。
- 5 「確認年月日」の欄には、接待風俗営業の許可証若しくは認定証又は性風俗特殊営業の届出確認書のいずれかを確認した年月日を記載すること。
- 6 「風俗案内開始年月日」の欄には、風俗案内受託期間の開始の年月日を記載すること。
- 7 「風俗案内終了年月日」の欄には、風俗案内受託期間の終了の年月日を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8号（第14条関係）

(表)

身 分 証 明 書		第 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">写 真</div>	官職	54.0ミリメートル
	氏名	
		上記の者は、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）第16条第1項の規定により立入りを行う警察職員であることを証明する。
年 月 日		
沖縄県公安委員会 団		
		← 85.6ミリメートル →

(裏)

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第16条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---